

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞ 会社の費用になる税金

Q：会社の税金には、法人税、法人市民税、事業税等いろいろありますが、すべて会社の費用になりますか。

A：会社が支払う税金にはたくさんの種類の税金がありますが、経理上は納付すべき、または納付した額を「租税公課」その他の科目で費用として処理します。

しかし、税金の計算をするときには損金の額に算入しない（費用として認めてくれない）税金があります。

費用として認めてくれない税金の主なものとしては次のようなものがあります。

- ① 法人税、法人都道府県民税、法人市町村民税
- ② 法人税に係る延滞税、過少申告加算税、無申告加算税、重加算税
- ③ 法人税以外の国税に係る延滞税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税、印紙税法の規定による過怠税
- ④ 地方税に係る延滞金、過少申告加算税、不納付加算税、不申告加算税、重加算税
- ⑤ 罰金および料料（通告処分による罰金または料料に相当するものを含む）ならびに過料

